

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「収入等」を「収入、納税状況等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。